

平成 20 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名 アールビバン株式会社
代表者名 代表取締役社長 野澤 克巳
(JASDAQ コード番号 7523)
問合せ先 総務部総務グループ 柴田 航
(TEL . 03-5159-7177)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 19 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を平成 20 年 4 月 1 日付けにて下記のとおり一部改定することを決定いたしましたのでお知らせいたします。(下線部分が改定箇所となっております。)

記

業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とし、また、アールビバン企業倫理規定を業務運営の行動規範とする。

< 経営理念 >

私たちは、絵を通じて一人でも多くの人々に夢と希望をもたらし、豊かな生活文化に貢献します。

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役員・社員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる事とする。

コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役は、管理担当取締役をコンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役は、管理担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者に任命し、管理部がコンプライアンス体制の構築について維持、整備にあたる。また、総務グループにおいてコンプライアンスの取組みを横断的に統括する事とし、同グループを中心に役員及び社員の教育研修を行う。

内部監査部門は、総務グループと連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

当社は相談・通報体制を設け、役員及び社員等により社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また、行われようとしている事に気づいたときは、社長、取締役、監査役または指定弁護士に通報（匿名も可）しなければならないと定める。

会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境・安全・リスク管理体制を統括する組織として取締役管理部長が統括責任者として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては、社長を委員会とする「緊急対策本部」が統括して「危機管理規程」等に従い対応する事とする。

取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する事項

取締役管理部長が統括責任者として、文章管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文章等という）に記録し、保存する。

取締役及び監査役は常時、これらの文章等を閲覧できるものとする。

取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な中期経営計画及び年次経営計画に基づいた目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促す事を内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

当社及び子会社から成るグループ会社における業務の適正を確保するための体制

グループ会社のセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。なお、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

監査役会がその補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令する事ができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員に関して、取締役、内部監査室長等の指示命令を受けないものとする。

取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役及び社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社またはグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス管理について、すみやかに報告する体制を整備する。

その他監査役会の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役会と代表取締役社長及び取締役管理部長との間の定期的な意見交換会を設定する。なお、監査役は当社の会計監査人の会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

以 上